

令和6年度 モデル実証事業の方向性

- 過去2年間、地域との関係性の構築等により、来訪後も地域への関心を継続できる仕組みづくりを行い、自然環境への関心が高い層やふるさとを持たない若年層等に訴求するプログラムを造成。モデルツアー参加者による再来訪の実績が早期に現れた地域も。
- 一方、中長期に渡り継続的に多頻度での来訪を促すためには、地域と深めた関係性を前提とした来訪目的・来訪意欲の向上が重要となることから、より個別のターゲットニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築に取り組む必要。

令和
4・5
年

令和4年度 地域とのつながりの創出

- ✓ これまで繋がりのなかった地域との新たな出会いの創出

■ 令和4年度実施地域における再来訪の状況

- ✓ モデルツアー参加者の再来訪が確認された地域 100%
- ✓ モデルツアー参加者の再来訪率 17% ※再来訪の有無を確認できている地域に限る (R5.8.15時点)

再来訪率の向上を図るため、
来訪の継続性に着目したモデルの構築が課題

令和5年度 継続的な来訪の仕掛けづくり

- ✓ 地域での学び・体験や地域住民との交流を通じた地域との深い関係性の構築

令和6年度 ターゲットニーズに着目した来訪機会の創出

- ✓ 地域におけるロイヤルカスタマー化・関係人口化に向け、地域との関係性が既に構築されている層等を対象に、よりターゲットニーズに即したプログラムの造成やターゲット層に応じた滞在環境・移動環境の整備等を行い、中長期的に継続した多頻度での来訪を促していくことのできるモデルを構築。

令和
6年

事業スキーム

モデル実証 上限1500万円×12件程度

二地域居住・移住定住

関係人口

ロイヤルカスタマー

リピーター・ファン

観光客

令和6年度 モデル実証事業 概要

目的・ターゲット

- ・ **継続的かつ多頻度での来訪を促す**ことによる地域への愛着の深化や自発的な来訪意欲の向上
- ・ **既に来訪地域への理解がある層や地域住民との交流が進んでいる層**をターゲットに設定
※過去の取組や来訪情報等をもとにターゲットとなりうる層に対してのニーズ分析を事前に行い、ターゲットを定めること。

実施する内容



① 継続的かつ多頻度での来訪を促す仕組みづくり

※ i. から iii. の全てに取り組むこと。

- ターゲット層に応じた専門的なプログラムの造成
- 上記 i. による来訪の前後において地域の関係性の継続・深化を図るための取組
- 地域側の受入体制の構築

実証期間中に **4回以上**来訪した人を **10人以上**創出すること



② 継続的かつ多頻度での来訪を促進するための滞在・移動環境の実証

※ i. については必須とし、ii. からiv. については、いずれかに取り組むこと。

- 地域との深い交流を生み出す交流拠点の構築のための実証
- 継続的かつ多頻度での来訪に適した宿泊環境の整備のための実証
- 継続的かつ多頻度での来訪に適した移動環境の整備のための実証
- 滞在期間中の地域内消費の拡大・地域との交流の深化を図るための移動環境の整備のための実証

事業期間中に事業の自走化等の持続可能性の向上を図る観点から、**中長期的な方針・計画を定めること。**

令和6年度 モデル実証事業 概要

申請対象

申請主体

- 地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等の組織・団体・協議会
※申請の代表主体が地方公共団体でない場合、地方公共団体との連携を必須とし、**趣意書を提出すること。**
- 地方公共団体の観光関連部署だけでなく、移住関連部署や産業振興部署等の関連部署と連携すること。

採択件数・事業上限額

採択件数 12件程度

事業上限額 1,500万円

※モニターツアー参加者の経費を負担することは原則不可。
ただし、再来訪の誘因を創出する観点から、地域内クーポン等のインセンティブづくりは認める。

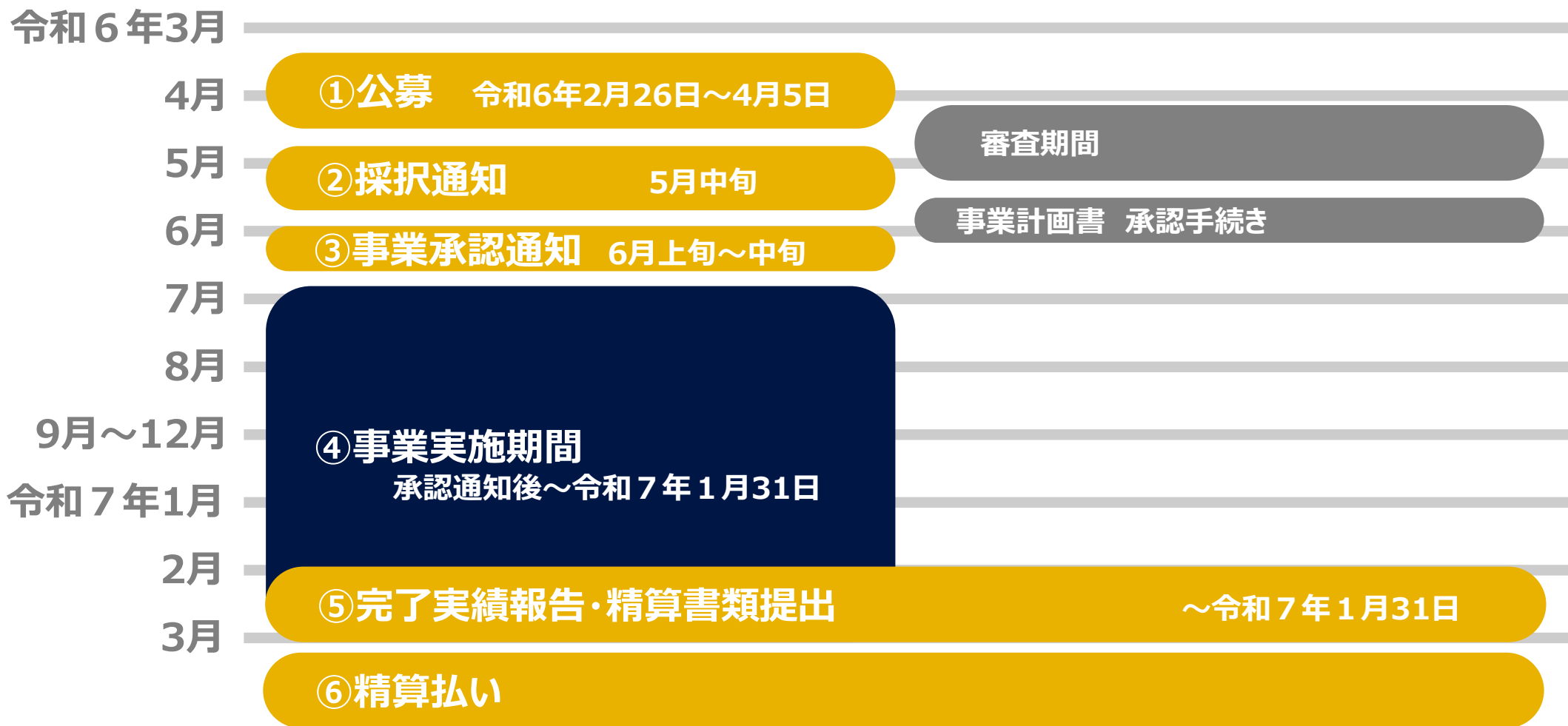
加点項目

- 申請段階で事業の自走化に向けた具体的な取組に関する記載があること。**
- 既に実施している他の取組や、今後予定している取組と本事業との相乗効果が大きいこと。
- 「②継続的かつ多頻度での来訪を促進するための滞在・移動環境の実証」の iii、iv の取組に関して、地方公共団体または交通事業者が主体となり、地域交通に関しても検討が行われ、具体化されていること。

等

令和6年度 モデル実証事業 事業スケジュール

応募から精算までの流れは以下のとおりです。



(注) 採択通知を受けても、ただちに事業を開始できるわけではありません。採択通知後に、事業計画書を提出していただき、観光庁の承認を経て、事業承認通知後、事業開始となります（採択通知後であっても、**事業承認通知日より前の発注・契約・支出行為**は経費対象外となりますので、ご注意ください。）。

令和6年度 モデル実証事業 経費について

本事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施。

対象経費①

経費の項目	対象経費
人件費・賃金	本事業を行うために必要な人件費（例：報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費）。 実証事業等に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金。
旅費	実証事業等を行うために必要な出張等に係る経費。
謝金	実証事業等を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。 貴団体の謝金規定等に基づき計上してください（ただし、国の支出基準は超えないこと。）。
広告宣伝費	実証事業内で行う、当該事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。
借料及び損料	実証事業等を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。（新築・改築や物品購入等のハード事業は対象外。）
消耗品費	実証事業等を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
その他諸経費	実証事業等を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ～ vi. のいずれの区分にも属さないもの。 例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料）、光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金）、損害保険料、振込等手数料、翻訳通訳、速記費用、印刷費

実証事業等の費用

令和6年度 モデル実証事業 経費について

本事業における実証事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施。

対象経費②

経費の項目	対象経費
再委託費	事業事務局との取決めにおいて、事業実施者が実証事業等の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
一般管理費	実証事業等を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ. 及びⅡ. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。（Ⅱ. に一般管理費が含まれる場合は、合計額からその額を除く。）

対象外の経費

- **モニターツアー参加者の滞在費・交通費（観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合を除く）**
- 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- 建物等施設の建設・改修に関する経費
- 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- 事業実施者における経常的な経費（実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- 実証事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等
- 実証事業等と無関係と思われる経費 等

令和6年度 モデル実証事業 申請方法・申請方式

提出書類

- ・ 公募要領及び申請様式は、観光庁HPにて公開しております。
- ・ 動画データの提出を求めます。
- ・ すべての提出書類を準備していただきます。

提出時の留意点

- ・ ファイル容量は合わせて10MB以内とすること。
- ・ 事業概要説明書は観光庁等が公表することを前提として作成すること。
- ・ 動画のクオリティについては評価対象外。

形式	提出書類名		提出方式
Excel形式	様式 1	申請書	電子メール
	様式 2	実証事業の計画	
	様式 3	必要経費の内訳	
	様式 4	趣意書	
PowerPoint形式	事業概要説明書		郵送
CD-RまたはDVD-R	動画データ（考え方や実施したい内容について説明）		

提出方法

電子メール

申請書類を添付し、提出すること。大容量送受信ツール等を使用することは原則不可。

観光庁観光資源課 第2のふるさとづくりプロジェクト担当
電子メール hqt-okaeri@ki.mlit.go.jp
※電子メールの件名の冒頭に、必ず「**【提出】**」と付記してください。

郵送

申請期限までに、観光庁に到着するよう提出すること。

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁観光地域振興部観光資源課
第2のふるさとづくりプロジェクト担当

公募期間

令和6年2月26日（月）～4月5日（金）

※本期限までに受領したものを有効として取り扱います。
一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

参考資料

【参考】令和5年度事業からの主な変更点①

令和5年度

目的

- ✓ **継続的な来訪**の仕掛けづくり（初訪問のきっかけづくりを含む。）

- ✓ **地域との関係性の構築**

ターゲット

- ✓ **初訪問でも可**。個人や任意のグループ、企業・学校などの組織の発意による来訪など、**幅広い層を対象**に地域がターゲット（メイン・サブ）を定める。

造成するプログラム

- ✓ 初訪問のきっかけづくりや再来訪を促すプログラム。

来訪に関する最低条件

- ✓ 実証期間中に**80人回以上の来訪**を創出。
- ✓ 再来訪は必須としない。

モニターツアー参加者の滞在費

- ✓ 無償モニターツアーだけでは不可。
来訪者が一部費用を負担する形での実施も必須。

令和6年度

- ✓ **継続的かつ多頻度での来訪**のための仕掛けづくり

- ✓ 地域との関係が一定程度構築されていることを前提とした**地域への愛着の深化**や**自発的な来訪意欲の向上**

- ✓ 初訪問を終えている人等、**来訪地域への理解や地域住民との交流が進んでいる層**がターゲット。過去の取組や来訪情報等をもとにターゲットとなりうる層を地域が定める。

- ✓ より深い自身の学びにつながる体験や自身の経験・スキルを地域で生かすことができる環境の提供等、地域との関係が一定程度構築されている**ターゲット層の更なるニーズを実現する専門的なプログラム**

- ✓ 実証期間中に**4回以上来訪した人を10人以上**創出。

- ✓ 観光庁が事業の持続可能性の向上に資すると認めた場合を除き、モニターツアー参加者の経費を負担することは**原則不可**。

- ✓ ただし、再来訪の誘因を創出する観点から、**地域内クーポン等のインセンティブづくりは認める**。

【参考】令和5年度事業からの主な変更点②

令和5年度

令和6年度

自走化に向けた 取り組み

(新設)

- ✓ 以下のいずれかについて取り組む。
 - ①宿泊場所等の柔軟な滞在環境のための実証
 - ②一次交通・二次交通に関する課題を解決するための実証

滞在環境・ 移動環境の整備

採択件数/ 事業上限額

- ✓ 【採択件数】15件～20件（18件採択）
- ✓ 【事業上限】1200万円

- ✓ 事業期間中に自走化等の事業の持続可能性の向上に向けた中長期計画の策定を求める。
- ✓ 申請段階で事業の自走化に向けた具体的な取組に関する記載がある場合には採択時に加点。

- ✓ 以下のうち、①は必須、②～④はいずれかに取り組む。
 - ①地域との深い交流を生み出す交流拠点の構築のための実証
 - ②継続的かつ多頻度での来訪に適した宿泊環境の整備のための実証
 - ③継続的かつ多頻度での来訪に適した移動環境の整備のための実証
 - ④来訪時の地域内消費の拡大・地域との交流の深化を図るための移動環境の整備のための実証

- ✓ 【採択件数】12件程度
- ✓ 【事業上限】1500万円